

審査結果概要書

平成 24 年 9 月 7 日

審査機関名 株式会社 JACO CDM

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	下水処理場における太陽光発電設備と自家用バイオマス発電機の導入
排出削減事業者名	黒部市
排出削減共同実施事業者名	株式会社アース・コーポレーション
事業実施場所	黒部市浄化センター (富山県黒部市堀切 1188)
事業の概要	本事業は、下水処理場において太陽光発電を導入し、処理過程で発生するバイオガス(メタンを主成分とする消化ガス)を燃料とする自家用発電機を新設することにより購入電力の使用によって生じていた CO2 排出量を削減することを目的とする。
排出削減量の計画	<p>【方法論 008 太陽光発電設備の導入】</p> <p>【限界電源炭素排出係数の場合】</p> <p>2011 年度： 4t-CO2/年</p> <p>2012 年度： 4t-CO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 8t-CO2)</p> <p>【方法論 030-A バイオマスを燃料とする自家用発電機の新設】</p> <p>【限界電源炭素排出係数の場合】</p> <p>2011 年度： 140t-CO2/年</p> <p>2012 年度： 113t-CO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 253t-CO2)</p>

	<p>【事業全体】</p> <p>【限界電源炭素排出係数の場合】</p> <p>2011年度：144t-CO2/年</p> <p>2012年度：117t-CO2/年</p> <p>（事業実施期間合計 261t-CO2）</p> <p>【事業全体】</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】</p> <p>2011年度：83t-CO2/年</p> <p>2012年度：85t-CO2/年</p> <p>（事業実施期間合計 168t-CO2）</p>
国内クレジット 認証期間	<p>開始日 2011年5月2日</p> <p>終了予定日 2013年3月31日</p>
排出削減方法論	<p>方法論番号 008 太陽光発電設備の導入</p> <p>方法論番号 030-A バイオマスを燃料とする自家用発電機の新設</p>

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイト訪問により確認している。</p> <p>排出削減事業実施場所：黒部市浄化センター</p> <p>事業サイトの視察日付：2012年9月3日</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認している。</p> <p>2) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により、方法論008 太陽光発電設備の導入事業で41.3年、方法論030-A バイオマスを燃料とする自家用発電機の新設事業で12.9年、事業全体で13.9年であることを確認している。</p> <p>投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認した。</p> <p>投資回収年数については方法論008では補助金を受給していないこと、方法論030-Aでは純投資額から補助金を差し引いた値をもとに算出していることを確認している。</p> <p>3) 排出削減事業者は、「黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備事業」を策定し、市民・事業者・行政の3者で、地球温暖化対策に取り組んでいる。</p> <p>本事業では、下水処理場において太陽光発電を導入し、処理過程で発生するバイオガス（メタンを主成分とする消化ガス）を燃料とする自家用発電機を新設することにより購入電力の使用によって生じていた CO2 排出量を削減し、地球環境保護に貢献することを目的としていることを、現地視察、質問等により確認している。</p> <p>以上、本排出削減事業は、追加性を有すると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、各事業サイト訪問時のヒアリングにより、事業者が自主行動計画に参加していない事を確認している。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論008及び030-A に基づき排出削減量を算定しており、該当する各々の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>【方法論008太陽光発電設備の導入】</p> <p>適用条件1 については、太陽光発電設備を設置していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件2 については、太陽光発電設備で発電した電力が、電力系統からの購入電力を代替するものであることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件3 については、設置した太陽光発電設備で発電した電力を自家消費することを現地及び関連資料ならびに関係者への質問により確認している。</p> <p>【方法論 030-A バイオマス燃料とする自家用発電機の新設】</p> <p>適用条件 1 については、バイオマスを主たる燃料とする自家用発電機（以下「自家用バイオマス発電機」という。）を設置していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、設置した自家用バイオマス発電機で発電した電力を自家消費することを現地及び関連資料ならびに関係者への質問により確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>
----------------------------	---

4. 特記事項

なし。